

自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合（東学） 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階
（自己申告に関する東学の質問と都教委回答特集） 2024年6月17日 NO.678

自己申告に関する東学の質問と都教委回答

自己申告を含めた人事考課制度（自己申告制度、業績評価制度、本人開示、苦情処理制度）は、昇給や勤勉手当の成績率を始めとして、事務職員の賃金・労働条件に大きく影響を与えるものです。また、自己申告制度では、本来の趣旨からして、事務職員の自主性・自発性が尊重されるべきものです。

教育職である学校長は、教員を優先的に考えるため、事務職員はおざなりになることが多いです。自己申告制度の前提である「職務目標」を示されない場合や面接を行わない場合も多く、1級主事から3級課長代理までいる事務職員の職級ごとの職務内容=各職級に期待される目標が明らかにされていないことも大きな問題です。標準的な職務についても、私費会計である学校徴収金が入っているなど、問題があります。

小中学校の事務職員の場合は、都庁内のピラミット型の組織形態とは違い、1・2名で職務をこなしているため、必ずしも庁内のやり方を適用することができません。自己申告についても、庁内のやり方をそのまま適用するには、無理があります。

質問1. 自己申告制度は、本来、自分の職務の在り方や研修・能力開発・人事異動などについて、自主的・自発的に意見を述べる機会であると考えますが、どうか。

回答. 自己申告制度は、職員一人ひとりの職務に対する主体的な取組により、効果的・効率的な職務遂行を図るとともに、職員と管理職とのコミュニケーションを活性化させ、きめ細かな指導育成と職員の意欲の向上を図ることを目的として行っているものである。

質問2. 自己申告が業績評価の基礎資料であり、事務職員の賃金・労働条件に重要な影響を与えるものであることを学校長に周知するべきと考えますが、どうか。

回答. 管理職には、自己申告制度を適切に運用するよう周知している。

質問3. 自己申告は、自主性・自発性が尊重されるべきで、本人の意思が尊重されるべきだと考えるが、どうか。記入や提出の強要が、あってはならないと考えるが、どうか。

回答. 自己申告は、職員が自らの担当職務における課題を発見し、主体的な取組を行うことにより、効果的・効率的な職務遂行を図るものであることから、職務に関する目標とその成果の記入・提出を職務の一環としている。

質問4. 小中学校の学校事務では、1級主事と3級課長代理とは、まったく同じとは言わないが、さほど違った職務を分担しているわけではない実情がある。1級主事から3級課長代理までいる事務職員の職級ごとの職務内容=各職級に期待される目標を明らかにすることが困難であると考えますが、どうか。

回答. 事務職員の職務内容や目標は、各職場の実態に応じて適切に設定されるべきものと認識している。

質問5. 学校長が提示する組織目標は、事務職員の経験年数や定数、学校規模、地域などの配置状況を踏まえたものでなければならぬと考えるが、どうか。

回答. 組織目標は、学校長が各職場の実態に応じて適切に設定すべきものと認識している。

質問6. 組織目標の設定にあたっては、事務職員の意見反映はもちろんである。目標設定にあたっては、数値目標や期限明示などを行わない場合があると考えるが、どうか。

回答. 組織目標は、学校長が各職場の実態に応じて適切に設定すべきものと認識している。

質問7. 監督職の「能力開発目標・指導育成目標」については、学校の実情は、3級の監督職だからといって、「後輩職員の指導・育成」や「校内職員の他、地区の他の都費学校職員の指導・育成等」を行っているわけではない。1名配置の場合や事務職員会の役員を担っていない場合などは、困難であるとするが、どうか。

回答. 監督職の能力開発目標・指導育成目標は、各職場の実態に応じて適切に設定されるべきものと認識している。

質問8. 主任級の場合も、「能力開発目標」に「後輩職員を指導・育成する能力の向上」をはかることが、困難な場合が多いと考えるが、どうか。

回答. 主任級の能力開発目標は、各職場の実態に応じて適切に設定されるべきものと認識している。

質問9. 自己申告制度と業績評価制度とは、切り離すべきだと考えるが、どうか。

回答. 自己申告で設定した目標とその成果は、管理職が業績評価を実施する際の、評定材料の一つとして位置づけられている。

質問10. 面接については、強要されるべきものではないと考えるが、どうか。

回答. 自己申告の面接は、職務目標の設定及び成果の確認、自己採点、評定結果の本人開示などとともに、職員の能力開発につなげていくためのプロセスの一つであり、制度の的確な運用において大きな鍵を握るものと考えて居る。

憲法「改正」をめぐる動き

緊急事態条項は現行憲法で十分対応できます

「台湾有事」をにらんだ自衛隊の南西シフト、戦闘機を始めとする殺傷兵器の輸出解禁、指揮統制の連携を含む日米のさらなる一体化。専守防衛の原則を空洞化させた「敵基地攻撃能力」の保有。国会や国民への十分な説明を行うことなく、急速に防衛力の強化を強行しています。軍事に頼らず、言論、文化、民間外交を含め、戦争回避の外交術が必要です。

自民党は令和6年運動方針で「年内の実現」を、岸田首相は「(9月までの)総裁任期中に憲法改正を実現したい」として憲法の改悪をねらっています。憲法審査会では、大規模災害時の国会議員の任期延長といった緊急事態条項が議論されています。しかし、憲法第54条の参院の緊急集会で十分に対応できます。また、既存の災害対策基本法や感染症対策基本法等の法律の整備で対応するべきで、憲法を改正する必要はありません。自民党は、憲法を変えること自体を目的化しています。憲法を変えるのではなく、憲法を生かす政治こそが求められています。災害対策に憲法「改正」は、不可欠ではありません。